消費者契約法等の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

\bigcirc	消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
\bigcirc	消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
\bigcirc	不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号) (第三条関係)・・・・・・・・・・	L
\bigcirc	寺宝函校引に関する去聿(召印五十一年去聿第五十七号)(第四条関系)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ر

○ 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	盟 行
目次	三 次
新一陣・新二陣 (<u>智</u>)	熊一草・熊二草 (路)
第三章 差止請求	第三章 差止請求
第一節 差止請求権 (第十二条・第十二条の二)	第一節 差止請求権(<u>第十二条</u>)
第二節・第三節 (略)	第二館・第三館 (略)
第四章・第五章 (略)	策四章・策五章 (略)
<u> </u>	宝 园
((记载)
無 一 《 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	無 (と)
2 この法律 (第四十三条第二項第二号を除く。) において「事	2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事
業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のため	業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個
に契約の当事者となる場合における個人をいう。	人をいう。
∞・4 (器)	と 4 (器)
<u>(</u>	
無十二ペ (智)	無十川(株) (と)
ひ~4 (帯)	0~4 (磊)
(三心)	5 前各項の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、
	次に掲げる場合には、することができない。

 $\overline{}$

- は当該事業者等に損害を加えることを目的とする場合
 「当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又
- たときは、この限りでない。より同条第一項第四号に掲げる事由があった旨の認定がされ号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定に等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四該及び相手方である事業者等が同一である場合。ただし、当該を及び相手方である事業者等が同一である場合において、請求の内同一の効力を有するものをいい、次のイからへまでに掲げる。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと「訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう

 - 請求を棄却した確定判決及び仲裁判断回前予に掲げる場合に該当することのみを理由として差止
 - う。) を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有する第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」とい不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(

 八 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の
- □ 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁

ができない。 下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、すること 十七年法律第百三十四号)第十一条の二の規定による請求(以第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表示的止法(昭和三

- る場合
 は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とす
 」 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又
- → 訴えを却下した確定判決る事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の事続に関しな及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費同一の効力を有するものをいい、次のイからへまでに掲げる。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう
 □ 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等

求をすることを妨げない。 後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立

(游設)

က

 $\overline{}$

- 請求を棄却した確定判決及び仲裁判断回前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止
- う。) を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有する第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」とい下存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(対下「差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の

(適格消費者団体の認定)

無十川(器)

ひ・の (器)

有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係をる専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門におけばならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなけれ、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保は、前項第三号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法

(適格消費者団体の認定)

無十川(器)

ひ・の (器)

別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確職員又は専門委員が差止請求に係る相手方<u>である事業者等</u>と特る専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、係業務の実施の方法には、同項第五号の検討を行う部門におけばならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなけれ、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保

 Ω

が含まれていなければならない。

い (器)

(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

掷十 日 《 格)

引委員会の意見を聴くものとする。
は、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取り 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするとき

(差止請求権の行使等) いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。いて第十三条第五項第三号、第四号又は第六号へに該当する疑別 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者につ

継
1
十
1
1
4
6
6
8
7
8
7
8
7
8
8
7
8
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
9
8
8
8
9
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
8
<

ひ・の (器)

4 (器)

((()

とき。二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をした

11/~< (と)

わなかったとき。 求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調丸 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請

十・十1 (盤)

保に関する措置が含まれていなければならない。

い (器)

(認定の申請に関する公告及び縦覧等)

無十 旧 《 图)

(粧設)

(差止請求権の行使等) いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。いて第十三条第五項第三号、第四号又は第六号へに該当する疑り 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者につ

無11十111件 (器)

ひ・8 (器)

4 (器)

(((と

差止請求をしたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において<u>事業者等に対し</u>

ニー (2)

調わなかったとき。 求に関する<u>事業者等</u>との間の協議が調ったとき、又はこれが九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請

十・十1 (盤)

- 他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。消費者団体及び公正取引委員会に当該報告の日時及び概要その態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状べての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会ら 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、す
- を放棄することができない。 は、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合に ら 適格消費者団体について、<u>第十二条の二第一項第二号本文</u>の

(認定の取消し等)

り消すことができる。ずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のい

| ~|1| (魯)

行を行ったと認められるとき。 他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追っ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かの手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が四 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等

五 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る強制執

- する。の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとの日時及び概要その他内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告て同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他のべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用しら 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、す
- 棄することができない。当該確定判決等に係る差止請求権を放当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、6 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本文の確定

(認定の取消し等)

り消すことができる。ずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、汝のい

| ~|1| (と)

- られるとき。の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認めの消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数業者等と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、事四 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の于
- 五 第十二条第五項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に

つ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定か行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事

ド・カ (器)

23 (器)

ることができる。 他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をす事由があるものとみなすことができる場合を含む。)は、当該由があったと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事がいては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当号に掲げる事由を除く。)により既に取り消されている場合に条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる申他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二後 | 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であって、当該

4・で (器)

(差止請求権の承継に係る指定等)

る場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に引入する場合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に引入する立とができるものが存す第三十五条 適格消費者団体について、第十二条の二第一項第二

数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。ある適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者で

代・カ (器)

つ (盤)

を称できる。 適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をするこれあるものとみなすことができる場合を含む。) は、当該他のあったと認められるとき(前項の規定により同号に掲げる事由定は、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確開ける事由を除く。) により既に取り消されている場合におい由(当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事日では掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各別第十二条第五項第二号本文に掲げる場合であって、当該他の

4・で (器)

(差止請求権の承継に係る指定等)

合において、第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げ対の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場第三十五条 適格消費者団体について、第十二条第五項第二号本

消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。当該適格消費者団体の有する当談差止請求権を承継すべき適格し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事

の (器)

請求については、適用しない。るときは、第十二条の二第一項第二号本文の規定は、当該差止継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をする 前項の場合において、同項の規定により当談差止請求権を承

4~5 (器)

(内閣総理大臣への意見)

に該当する事由

臣に対し、その旨の意見を述べることができる。な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大びあるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当れぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由第三十八条 次の各号に掲げる者は、適格消費者団体についてそ

- 合しない事由又は第三十四条第一項第四号に掲げる事由」 公正取引委員会 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適
- 11 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号へ

者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該より取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、る事由により失効し、若しくは前条第一項各号に掲げる事由に

い (器)

については、適用しない。 るときは、<u>第十二条第五項第二号本文</u>の規定は、当該差止請求継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をすり 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承

4~5 (器)

(内閣総理大臣への意見)

できる。場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることが費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認めるうに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消第五項第三号、第四号又は第六号へに該当する事由があると疑第三十八条 警察庁長官は、適格消費者団体について、第十三条

(整設)

(判決等に関する情報の公表)

する。の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものと要、当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分ターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インするため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資

ひ・8 (器)

(書面による事前の請求)

拒んだときは、この限りでない。 ができない。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求をから一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起すること項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時じめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事うとするときは、その訴えの被告となるべき

ひ・の (盤)

解 日十川条 (器)

(判決等に関する情報の公表)

称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。要、当該適格消費者団体の名称及び当該事業者等の氏名又は名命令の申立てについての決定を含む。)又は裁判外の和解の概求に係る判決(確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分ターネットの利用その他適切な方法により、連やかに、差止請九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インするため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資

ひ・ひ (器)

(書面による事前の請求)

ることができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒した時から一週間を経過した後でなければ、その訴えを提起すめる事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定うとするときは、その訴えの被告となるべき事業者等に対し、第四十一条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しよ

ひ・の (器)

(舞型)

解 日十川条 (器)

ができる。 号に定める行為があった地を管轄する裁判所にも提起すること と 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各

| 第十二条 | 同条に関定する事業者等の行為

(弁編準の)生の)

であると認めるときは、この限りでない。に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求るときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属す第四十五条 請求の内容及び相手方が同一である差止請求に係る

の (器)

(訴訟手続の中止)

事由があるものとみなすことができる場合を含む。)であって相当な理由がある場合(同条第二項の規定により同号に掲げるし第三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関「可第二号本文の確定判決等が存する場合において、当該他のにつき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条の二第第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟

ることができる。 定する事業者等の行為があった地を管轄する裁判所にも提起する 差止請求に係る訴えは、第十二条第一項から第四項までに規

(整設)

(海設)

(休羅琳の歩句)

が著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしな差止請求に係る訴訟が同一の第一審裁判所又は控訴裁判所に数第四十五条 請求の内容及び相手方である事業者等が同一である

公 (器)

(訴訟手続の中止)

があるものとみなすことができる場合を含む。) であって、同な理由がある場合 (同条第二項の規定により同号に掲げる事由三十四条第一項第四号に掲げる事由があると疑うに足りる相当消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第十二条第五項第四十六条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟

すると認められる期間を通知するものとする。て「受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所(以下この条におい間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、消し等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期第三十四条第三項の規定による認定(次項において「認定の取、同条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消し又は

ひ・8 (容)

開金に処する。 。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の財産上の利益を受け、又は第三者(当該適格消費者団体を含むさること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又は止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、その指生方との 他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてを発 消費者団体の差止請求に係る相手方から、客附金、賛助金その 消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その 第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格

20~で (器)

と認められる期間を通知するものとする。受訴裁判所」という。)に対し、その旨及びその判断に要する差止請求に係る訴訟が係属する裁判所 (以下この条において「要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該等」という。)をするかどうかの判断をするため相当の期間を十四条第三項の規定による認定 (次項において「認定の取消しては第三条第一項の認定の取消し又は第三

ひ・の (器)

ひ~で (器)

〇 消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号)

()出《関係)

(傍線の部分は牧正部分)

汀 (差止請求の制限) (差止請求の制限) 第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示坊止法(昭和三十 第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表示坊止法(昭和三 七年法律第百三十四号)第十一条の二又は特定商取引に関する 十七年法律第百三十四号)第十一条の二の規定による請求(以 法律 (昭和五十一年法律第五十七号) 第五十八条の四から第五 下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、すること 十八条の九までの規定による請求(以下「差止請求」という。 ができない。)は、炊に掲げる場合には、することができない。 | • | | (と) •11 (咎) 23 (器) 23 (泰) (認定の申請に関する公告及び縦篦等) (認定の申請に関する公告及び縦篦等) 無十 日 《 图) 第十五条 (器) | 2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするとき 2 内閣総理大臣は、第十三条第一頃の認定をしようとするとき は、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取 は、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取 引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くものとする。 引委員会の意見を聴くものとする。 8 (盤) (器) (差止請求権の行使等) (差止請求権の行使等) 継川十川然 (器) 継川十川(器) 5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、す 5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、

伝達するものとする。 大臣に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項をより、他の適格消費者団体並びに公正取引委員会及び経済産業ことができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法にび経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧するべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣、公正取引委員会及

(器)

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 (路)

に掲げる事由に掲げる要件に適合しない事由又は第三十四条第一項第四号一 公正取引委員会又は経済産業大臣 第十三条第三項第二号

11 (盤)

(海霉)

解 日十川 《 图)

23 (24)

|・1| (盤)

業を行う者(同法第五十八条の七第二項の規定による差止請鎖販売業者、関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連九まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方性 存在商取引に関する法律第五十八条の四から第五十八条の

他内閣府令で定める事頃を伝達するものとする。消費者団体及び公正取引委員会に当該報告の日時及び概要その態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状べての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会

(盤)

(内閣総理大臣への意見)

第三十八条 (路)

合しない事由又は第三十四条第一項第四号に掲げる事由一 公正取引委員会 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適

11 (盤)

(海霜)

継目十川条 (磊)

23 (器)

|・|| (盤)

(整設)

_	١.
_	-

		•
<u> </u>		

(傍線の部分は改正部分)

(第三条関係)○ 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号)

改 正 案		配	仁	
よりも著しく優良であると誤認される表示をすること。もの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るもの一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際の要な措置をとることを請求することができる。 上若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたは行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停保条別団に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かっ(適格消費者団体の差止請求権)	(祖	行	
ろこと。 りも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよ 南品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のも				

(第四条関係)○ 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

改 正 案	
目次	三 炎
第一章 総則 (第一条)	第一章 総則 (第一条)
第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売	第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売
第一節 定義 (第二条)	第一節 定義 (第二条)
第二節 訪問販売 (第三条—第十条)	第二節 訪問販売 (第三条—第十条)
第三節 通信販売 (第十一条—第十五条の二)	第三節 通信販売 (第十一条―第十五条の二)
第四節 電話勧誘販売 (第十六条—第二十五条)	第四節 電話勧誘販売 (第十六条—第二十五条)
第五節 雑則(第二十六条―第三十二条の二)	第五節 雑則(第二十六条―第三十二条の二)
第三章 連鎖販売取引 (第三十三条―第四十条の三)	第三章 連鎖販売取引 (第三十三条—第四十条の三)
第四章 特定継続的役務提供(第四十一条—第五十条)	第四章 特定継続的役務提供(第四十一条—第五十条)
第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条—第五十八条の三)	第五章 業務提供誘引販売取引(第五十一条—第五十八条の三)
第五章の二 差止請求権(第五十八条の四―第五十八条の十)	
第六章 雑則(第五十九条—第六十九条)	第六章 雑則(第五十九条—第六十九条)
第七章 罰則(第七十条—第七十六条)	第七章 罰則(第七十条—第七十六条)
三 玄	<u>老</u>
() () () () () () () () () ()	() () () () () () () () () ()
第二条 この章及び第五十八条の四第一項において「訪問販売」	第二条 この章において「訪問販売」とは、汝に掲げるものをいう。
とは、次に掲げるものをいう。	

| • | | (と)

- 務の提供であって電話勧誘販売に該当しないものをいう。契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役方法(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供業者又は役務提供事業者が郵便その他の経済産業省令で定めるこの章及び第五十人条の五において「通信販売」とは、販売
- いう。と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供を提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客とう商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務という。)から当該売買契約の申込みを郵便等により強結して行行為」という。)により、その相手方(以下「電話勧誘顧客」契約又は役務提供契約の締結についての勧誘(以下「電話勧誘定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令では、10章及び第五十人条の大第一項において「電話勧誘販売」
- つて政令で定めるものをいう。のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであ「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利4 この草並びに第五十八条の五及び第六十七条第一項において

() () ()

| • | | (と)

- 話勧誘販売に該当しないものをいう。 て行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であつて電」という。)により売買契約又は役務提供契約の申込みを受け業者が郵便その他の経済産業省令で定める方法(以下「郵便等2 この草において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事
- 等により締結して行う役務の提供をいう。により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等に買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは指定権利のその相手方(以下「電話勧誘顧客」という。)から当該売買契結についての勧誘(以下「電話勧誘行為」という。)により、けさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をからこの章において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供
- をいう。 に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるもの設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活は、この章及び第六十七条第一項において「指定権利」とは、施

(海線)

第三十三条 この章並びに第五十八条の七第一頃及び第三頃並び に第六十七条第一項において「連鎖販売業」とは、物品(施設 を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下司じ。)の 販売(そのあつせんを含む。)又は有賞で行う役務の提供(そ のあつせんを含む。)の事業であって、販売の目的物たる物品 (以下この章及び第五十八条の七第一頃第一号イにおいて「街 品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買い受けて販 **売することをいう。以下同じ。)、受託販売(販売の委託を受** けて奇品を販売することをいう。以下同じ。)若しくは販売の あつせんをする者又は同種役務の提供(その役務と同一の種類 の役務の提供をすることをいう。以下同じ。)若しくはその役 務の提供のあつせんをする者を特定利益(その商品の再販売) 受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の **提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者が提供す** る取引科その他の経済産業省令で定める要件に該当する利益の 全部又は一部をいう。以下この章及び第五十八条の七第一頃第 四号において同じ。)を収受し得ることをもって誘引し、その 者と特定負担(その奇品の購入若しくはその役務の対価の支払 又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の七第一 頃第四号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはその あつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせ んに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取

第三十三条 この章並びに第六十六条第一頃及び第六十七条第 頃において「連鎖販売業」とは、物品(施設を利用し又は役務 の提供を受ける権利を含む。以下同じ。)の販売(そのあつせ んを含む。)又は有賞で行う役務の提供(そのあつせんを含む 。)の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章にお いて「商品」という。)の再販売(販売の阻手方が商品を買い 受けて販売することをいう。以下同じ。)、受託販売(販売の 委託を受けて商品を販売することをいう。以下司じ。)若しく は販売のあつせんをする者又は同種役務の提供(その役務と同 一の種類の役務の提供をすることをいう。以下同じ。)若しく はその役務の提供のあつせんをする者を特定利益(その商品の 再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同 種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんをする他の者 が提供する取引料その他の経済産業省令で定める要件に該当す る利益の全部又は一部をいう。以下この草において同じ。)を 収受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品 の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう 。以下この章において同じ。)を伴うその商品の販売若しくは そのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあ つせんに除る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販 売取引」という。)をするものをいう。

引」という。)をするものをいう。

ら。的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をい関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続いて自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供につ七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品にら この章並びに第五十八条の七、第六十六条第一項及び第六十

8 (盤)

(浜業)

特定継続的役務提供」とは、汝に掲げるものをいう。第四十一条 この章及び第五十八条の八第一項第一号において「

(盤)

- 販売う。)を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の売する契約 (以下この章において「特定権利販売契約」とい権利権利を同号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販期間を超える期間にわたり提供するものに限る。)を受ける1 販売業者が、特定継続的役務の提供(前号の政令で定める
- 取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る2 この章並びに第五十八条の八第一項第一号及び第六十七条第

一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。 、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等の他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号そて「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付しこの章並びに第六十六条第一項及び第六十七条第一項におい

က (控)

() () ()

掲げるものをいう。 第四十一条 この章において「特定継続的役務提供」とは、次に

()

販売ろ。)を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の売する契約(以下この草において「特定権利販売契約」とい権利を前号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販期間を超える期間にわたり提供するものに限る。)を受ける二 販売業者が、特定継続的役務の提供(前号の政令で定める

れる役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとしては、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供さる この章及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」と

一・二 (略)号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

(特定継続的役務提供における書面の交付)

要について記載した書面をその者に交付しなければならない。今で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概当該特定継続的役務提供等契約と締結するまでに、経済産業省続的役務提供等契約」という。)を締結しようとするときは、利販売契約(以下この草及び第五十八条の八において「特定維利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権第四十二条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の

ひ・の (盤)

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第四十八条 (略)

第二頃において「関連商品販売契約」という。)についても、商品の販売に係る契約(以下この条、次条及び第五十八条の八の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該の八第二項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。)る商品として政令で定める商品(以下この草並びに第五十八条の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のあ場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた

、致令で定めるものをいう。

|・1| (盤)

(特定継続的役務提供における書面の交付)

書面をその者に交付しなければならない。より、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した提供等契約を締結するまでに、経済産業省令で定めるところに」という。)を締結しようとするときは、当該特定継続的役務利販売契約(以下この章において「特定継続的役務提供等契約利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権第四十二条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の

ひ・の (盤)

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第四十八条 (略)

についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供以下この条<u>及び欠条</u>において「関連商品販売契約」という。)くは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約(二項において「関連商品」という。)の販売又はその代理若しる商品として政令で定める商品(以下この章及び第六十六条第の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のあ場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務

を除く。)は、この限りでない。商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該役務提供事業く減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し 運商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著し四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第

හ (容)

(紙織)

その者と特定負担(その商品の購入若しくはその役務の対価の利益」という。)を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、下この草及び第五十八条の九第一項第三号において「業務提供名を行うものに限る。)に従事することにより得られる利益(以若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせいて「商品」という。)又はその提供される役務を利用する業にの販売(そのあつせんを含む。)の事業であつて、その販売の目的物品の取売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供が第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物

費させた場合を除く。)は、この限りでない。倒者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消役務提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受ものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該り価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるにおいて、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費によ受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合

∞ (盤)

(紙織)

をいう。以下この章において同じ。)を伴うその商品の販売者の商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担(そる利益(以下この章において「業務提供利益」という。)を収済の世んを行うものに限る。)に従事することにより得られ務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又用する業務(その商品の販売者しくはそのあつせん又はその役合む。)の事業であつて、その販売の目的物たる物品(以下こうせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを留において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売(そのあ

引」という。)をするものをいう。取引(その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取そのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る第一項第三号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくは支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の九

23 (器)

第五章の二 差止請求権

(訪問販売に係る差止請求権)

きる。 停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することがでは当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の情子又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲に「適格消費者団体」という。)は、販売業者又は役務提供事二条第四項に規定する適格消費者団体(以下この章において単第五十八条の四

ことを告げる行為若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回一売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする

販売取引」という。)をするものをいう。に係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせん

22 (魯)

(整設)

(海設)

(整設)

第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業

(通信販売に係る差止請求権)

| 第十条の規定に反する特約

- | 第九条第八頃(第九条の二第三頃において読み替えて準用 する場合を含む。)に規定する特約
- 約又は役務提供契約を締結するに察し、不特定かつ多数の者と の間で炊に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込 み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあると きは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停 止若しくは予妨又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去そ の他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを 請求することができる。
- ため、或迫して困惑させる行為

□ 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契

- 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約 若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げる
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに察 し、前号イ又は口に掲げる事頃につき、牧意に事実を告げな い行為
- 所大条第一項第六号又は第七号に掲げる事項
- ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

役務の種類及びこれらの内容

売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする

第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業 者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して吹に **掲げる行為を明に行い又は行うおそれがあるときは、その販売** 業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予妨 又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為 の停止若しくは予妨に必要な措置をとることを請求することが できる。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件 又は役務の提供条件について広告をするに察し、不特定かつ多 数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該 役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込み の撤回若しくは、解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし 書に関定する特約がある場合には、その内容を含む。)につい て、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著 しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示 をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売 業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防 又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為 の停止若しくは予妨に必要な措置をとることを請求することが できる。

(整設)

若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実の ことを告げる行為

に察し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの徹回

- → 奇品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは
- 役務の種類及びこれらの内容
- ロ 第二十一条第一頃第二号から第五号までに掲げる事頃
- 第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに察 し、前号イスはロに掲げる事項につき、牧意に事実を告げな
- い行為
- 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約 若しくは役務提供契約の申込みの徹回若しくは解除を妨げる
- ため、威迫して困惑させる行為
- 図 適俗消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契 約又は役務提供契約を締結するに察し、不特定かつ多数の者と の間で炊に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込 み又はその承諾の意思表示を聞に行い又は行うおそれがあると きは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停 止若しくは予妨又は当該行為に供した物の発棄若しくは徐去そ の他の当該行為の停止若しくは予妨に必要な措置をとることを

請求することができる。

| 第二十四条第八項に規定する特約

二 第二十五条の規定に区する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

とができる。行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求するこ子的又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を第五十八条の七適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連

数意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結についてはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しく記業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に 続括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販

は役務の種類及びこれらの内容
又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しく第四号において同じ。)の種類及びその性能若しくは品質
「商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

(海設)

- 五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統 括する 一連の 連鎖 販売業に 深る 連鎖 販売取引に つき 利益を 生 ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供し てその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結 について勧誘をする行為
- 括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告を するに察し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質 若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若し くは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該 連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実に相違する 表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しく は有利であると誤認させるような表示をする行為
- ての契約の解除を妨げるため、或迫して困惑させる行為 四 統括者、勧誘者又は一般重領販売業者が、その統括者の統

一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販 売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘 をするに察し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いての契約の解除を妨げるため、前号イ又は口に掲げる事項 につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一段連鎖販売業者が、その統括者の統

悟する 一連の 連鎖 販売業に 係る 連鎖 販売取引に ついての 契約

を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引につい

第五十八条の八 適俗消費者団体は、役務提供事業者又は販売業 者が、不特定かつ多数の者に対して炊に掲げる行為を現に行い 又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業 者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した

(整設)

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

11 第四十条の二第六頃に規定する特約

| 第四十条第四頃に規定する特約

を請求することができる。 図 適俗消費者可体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、 その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結する に察し、不特定かつ多数の者との間で炊に掲げる特約を含む庫 鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその 承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それ ぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行 為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは 除去その他の当該行為の停止若しくは予妨に必要な措置をとる ことを請求することができる。

22 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して 前頂第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を興に行い 又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の 停止若しくは予妨又は当該行為に供した物の発棄若しくは徐去 その他の当該行為の停止若しくは予妨に必要な措置をとること

- 三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに察 し、前号イからいまでに掲げる事頃につき、牧意に事実を告
- 三 第四十四条第一頃第七号又は第八号に掲げる事頃
- 大 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項
- 役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する以 要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性 能又は品質
- の効果)

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に察し当該

- <u>イ</u> 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内 容又は効果(権利の場合にあつては、当該権利に係る役務
- に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
- □ 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに察 し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、炊
- | | 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条 件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件につい て広告をするに察し、当該特定継続的役務の内容又は効果に ○ハて、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよ りも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるよ うな表示をする行為
- 物の発棄若しくは徐去その他の当該行為の停止若しくは予妨に **以要な措置をとることを請求することができる。**

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う 者が、不特定かつ多数の者に対して吹に掲げる行為を明に行い 又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う 者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した 物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予妨に **以要な措置をとることを請求することができる。**

(整設)

二 第四十九条第七頃(第四十九条の二第三頃において準用す

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)

る場合を含む。) に規定する特約

| 第四十八条第八項に規定する特約

要な措置をとることを請求することができる。

の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販 売契約を筛結するに察し、不特定かつ多数の者との間で吹に掲 げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承 諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞ れその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者 に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物 の廃棄若しくは徐去その他の当該行為の停止若しくは予妨に必

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役 務提供等契約の解除を妨げるため、

或迫して

函惑させる行為

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品

げない行為

- 著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるようなて、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益につい広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負<三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について
- して困惑させる行為 提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫の契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務 □ 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について
- □ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項これらの内容若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及が
- 若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びく。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用して 商品 (施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除

表示をする行為

- 定の適用について準用する。 | 第二十六条第一項 | 第五十八条の四から第五十八条の六ま 3

(海敦)

二 第五十八条の三第一頃又は第二頃の規定に反する特約

| 第五十八条第四項に規定する特約

<u> 第二十六条第五頃</u> 第五十八条の四

(適用徐外) 第五十八条の十一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規

含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について の契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うお それがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、 当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の発棄若 しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予妨に必要な措置 をとることを請求することができる。

益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を 提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取 引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提

供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締

結するに察し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を

回 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利

- 三 第二十六条第六頃 第五十八条の六
- | 分に限る。) | 部分に限る。) 及び第五十八条の六第二項(第二号に係る部回 | 第二十六条第七項 | 第五十八条の四第二項(第二号に係る
- るものに係る部分に限る。) げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反す 五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項 第二号に掲
- 六 第五十条第一項 第五十八条の八
- るものに係る部分に限る。) 条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に反す特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九十十 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる
- 限る。) 第五十八条の三第三項 前条第二項 (第二号に係る部分に